

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて（法令解釈通達）」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第一章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第一節 租特法第 90 条の 5 ～ 第 90 条の 6 の 2 共通関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 関暫法 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）をいう。</p> <p>(2) 定率法 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）をいう。</p> <p>(3) <u>石油石炭税法取扱通達</u> 昭和 59 年 8 月 2 日付間消 4 - 43 ほか 1 課共同「石油税法取扱通達の全部改正について」の別冊をいう。</p> <p>(4) 原油 <u>石油石炭税法</u>（昭和 53 年法律第 25 号）第 2 条第 1 号《定義》に規定する原油（定率法別表第 2709・00 号に掲げる石油及び歴青油）をいう。</p> <p>(5) 粗油 定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(6) 課税済みの原油等 原油又は粗油で<u>石油石炭税</u>が課税済みのものをいう。</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第 90 条の 5 第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る<u>石油石炭税の還付</u>》に規定する「<u>揮発油</u>」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油（関暫法別表第一第 2710・11 号の一の(一)の C の(b)の(1)に掲げるもの）をいう。</p> <p>(8) <u>特定灯油</u> 租特法第 90 条の 5 第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る<u>石油石炭税の還付</u>》に規定する「<u>灯油</u>」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された灯油（関暫法別表第一第 2710・11 号の一の(二)の B の(2)の(i)若しくは第 2710・19 号の一の(一)の B の(2)の(i)に掲げるもの）をいう。</p> <p>(9) 特定軽油 租特法第 90 条の 5 第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮</p>	<p>第一章 石油税の還付措置関係</p> <p>第一節 租特法第 90 条の 5 ～ 第 90 条の 6 の 2 共通関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 関暫法 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）をいう。</p> <p>(2) 定率法 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）をいう。</p> <p>(3) <u>石油税法取扱通達</u> 昭和 59 年 8 月 2 日付間消 4 - 43 ほか 1 課共同「石油税法取扱通達の全部改正について」の別冊をいう。</p> <p>(4) 原油 <u>石油税法</u>（昭和 53 年法律第 25 号）第 2 条第 1 号《定義》に規定する原油（定率法別表第 2709・00 号に掲げる石油及び歴青油）をいう。</p> <p>(5) 粗油 定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(6) 課税済みの原油等 原油又は粗油で<u>石油税</u>が課税済みのものをいう。</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第 90 条の 5 第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る<u>石油税の還付</u>》に規定する「<u>特定揮発油</u>」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油（関暫法別表第一(A)第 2710・11 号の一の(一)の C の(b)の(1)に掲げるもの）をいう。</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p>

発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「軽油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された軽油（関暫法別表第一第 2710・11 号の一の(三)の(1)若しくは第 2710・19 号の一の(二)の(1)に掲げるもの）をいう。

(10) 特定揮発油等 特定揮発油、特定灯油及び特定軽油をいう。

(11) 農林漁業用 A 重油 租特法第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「重油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内で製造された重油（定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)の A に掲げるもの。）をいう。

(12) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第 2710・11 号若しくは第 2710・19 号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したもの及び本邦において製造されたものをいう。

(13) 石油調製品等 石油及び歴青油並びにこれらの調製品のうち、外国から本邦に到着した粗油以外のものをいう。

(注) 外国から本邦に到着した粗油は、課税済みの原油等に該当する。

(14) 石油コークス 定率法別表第 2713・11 号又は第 2713・12 号に掲げる石油コークスをいう。

(15) 石油アスファルト 定率法別表第 2713・20 号に掲げる石油アスファルトをいう。

(16) 石油アスファルト等 石油コークス又は石油アスファルトをいう。

(17) 石油等の残留物 定率法別表第 27・13 項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物をいう。

(18) 国産石油等残留物 課税済みの原油等又は石油調製品等から本邦において製造された石油等の残留物のうち、石油コークスを除いたものをいい、具体的には、石油アスファルト及びその他の石油又は歴青油の残留物がこれに該当する。

(削 除)

(新 規)

(8) 農林漁業用 A 重油 租特法第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付》に規定する「重油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内で製造された重油（定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)の A に掲げるもの。）をいう。

(9) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第 2710・11 号若しくは第 2710・19 号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したもの及び本邦において製造されたものをいう。

(10) 石油調製品等 石油及び歴青油並びにこれらの調製品のうち、外国から本邦に到着した粗油以外のものをいう。

(注) 外国から本邦に到着した粗油は、課税済みの原油等に該当する。

(11) 石油コークス 定率法別表第 2713・11 号又は第 2713・12 号に掲げる石油コークスをいう。

(12) 石油アスファルト 定率法別表第 2713・20 号に掲げる石油アスファルトをいう。

(13) 石油アスファルト等 石油コークス又は石油アスファルトをいう。

(14) 石油等の残留物 定率法別表第 27・13 項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物をいう。

(15) 国産石油等残留物 課税済みの原油等又は石油調製品等から本邦において製造された石油等の残留物のうち、石油コークスを除いたものをいい、具体的には、石油アスファルト及びその他の石油又は歴青油の残留物がこれに該当する。

（還付の申請に係る場所の特例に関する申請）

2 租特令第 49 条第 3 項《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付の申請等》、同令第 50 条第 2 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付の申請等》又は租特令第 50 条の 2 第 4 項《石油アスファルト等に係る石油税の還付の申請等》の規定による国税庁長官の承認(以下「特例承認」という。)については、次によること。

(製造承認)

2 租特法第 90 条の 5 第 1 項又は租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の承認(以下「製造承認」という。)については、製造する石油化学製品の品名ごと又は製造する石油アスファルト等の種別ごとに受けることとなるから、製造する石油化学製品の品名が変更された場合又は製造する石油アスファルト等の種別が変更された場合には、新たな製造承認を受ける必要があることに留意する。

(数量測定)

3 製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用 A 重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第 23 条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第 26 条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。

(1) 特例承認申請書の様式は、別紙様式(標準様式。以下同じ。)1「石油税還付申請場所の特例承認申請書」によることとし、当該申請書 2 通により申請する。

この場合、当該申請が租特令第 49 条第 3 項又は租特令第 50 条の 2 第 4 項の規定に係るものであるときは、租特法第 90 条の 5 第 1 項又は租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する製造場を所轄する税務署長から交付を受けた製造承認書の写し 1 部を当該申請書に添付する。

(2) 国税局長又は税務署長に 1 に規定する申請書が提出された場合には、速やかにこれを国税庁長官に送付する。

(3) (1)に規定する申請書が提出された場合において、特例承認を与えるときは、国税庁長官は申請者に適用日を記載した特例承認書を交付するほか、承認の旨を国税局長を経由して所轄税務署長に通知する。

(4) 特例承認を受けている者が、当該承認に係る還付の申請に係る場所の特例の適用を受ける必要がなくなったため、国税庁長官にその届出を行おうとする場合には、別紙様式 2「石油税還付申請場所の特例不適用届出書」1 通を提出する。

当該届出書の提出があった場合は、国税庁長官は不適用届出書が提出された旨を国税局長を経由して所轄税務署長に通知する。

(新規)

(数量測定)

3 製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油、農林漁業の用に購入される農林漁業用 A 重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油税法取扱通達第 23 条《移出又は引取数量の測定等》及び第 26 条《原油等の数量の常温換算等》に規定する方法によること。

(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第 50 条の 2 第 8 項の規定を適用して差し支えない。

(還付金が過大であった場合の取扱い)

4 租特法第 90 条の 5 第 1 項、同法第 90 条の 6 第 1 項及び同法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律（昭和 29 年法律第 36 号）第 9 条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年大蔵省令第 39 号）第 8 条《調査決定》及び同規則第 12 条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。

(削 除)

(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第 50 条の 2 第 8 項の規定を適用して差し支えない。

(還付金の返納)

4 租特法第 90 条の 5 第 1 項、同法第 90 条の 6 第 1 項及び同法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律（昭和 29 年法律第 36 号）第 9 条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年大蔵省令第 39 号）第 8 条《調査決定》及び同規則第 12 条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額を返納させること。

(報告)

5 租特法第 90 条の 5 第 1 項、同法第 90 条の 6 第 1 項及び同法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定による還付の事績については、別紙様式 3「特定揮発油、農林漁業用 A 重油及び石油アスファルト等に係る石油税の還付事績調」により、税務署長は 4 月 20 日までに国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）に、国税局長は同月末日までに国税庁長官に報告する。

第二節 租特法第 90 条の 5 《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》関係

（「特定揮発油等」の範囲）

- 1 輸入した関暫法別表第一第 2710・11 号の一の(一)の C の(b)の(1)に掲げる揮発油、同表第 2710・11 号の一の(二)の B の(2)の(i)及び第 2710・19 号の一の(一)の B の(2)の(i)に掲げる灯油並びに同表第一第 2710・11 号の一の(三)の(1)及び第 2710・19 号の一の(二)の(1)に掲げる軽油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、特定揮発油等には該当しないのであるから留意する。

（「原料に供した特定揮発油等」の範囲）

- 2 租特法第 90 条の 5 第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「原料に供した特定揮発油等」の取扱いに当たっては、次の点に留意する。
- (1) 特定揮発油等に改質等の操作を加えることにより得られた改質油等（リフォーマート、改質ガソリン、改質炭化水素油及び分解ガソリン等と称されるものをいう。以下同じ。）が同項に規定する石油化学製品の原料に供された場合には、この場合の改質油等も「原料に供した特定揮発油等」に該当する。
- (注) 輸入した改質油等は、特定揮発油等に含まれないのであるから留意する。
- (2) 当該石油化学製品の製造工程において、特定揮発油等を分解するための熱源として炉内において消費される特定揮発油等もこれに該当する。

（石油化学製品の範囲等）

- 3 租特令第 49 条第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付の申請等》に規定する石油化学製品には、次のものが該当する。
- (1) 特定揮発油を原料に供する場合
- イ エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂

第二節 租特法第 90 条の 5 《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付》及び第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付》関係

（「特定揮発油」の範囲）

- 1 輸入した関暫法別表第一(A)第 2710・11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)に掲げる揮発油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油税が課されたものであっても、特定揮発油には該当しないのであるから留意する。

（「原料に供した特定揮発油」の範囲）

- 2 租特法第 90 条の 5 第 1 項に規定する「原料に供した特定揮発油」の取扱いに当たっては、次の点に留意する。
- (1) 特定揮発油を改質して得られた改質油（リフォーマート）を、同項に規定する石油化学製品の原料に供した場合もこれに該当する。
- (注) 輸入した改質油は、これに含まれないのであるから留意する。
- (2) 当該石油化学製品の製造工程において、特定揮発油を分解するための熱源として炉内において消費される特定揮発油もこれに該当する。

（石油化学製品の範囲等）

- 3 租特令第 49 条第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付の申請等》に規定する石油化学製品には、次のものが該当する。
- (1) エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂

ロ 酢酸、ギ酸、プロピオン酸、こはく酸、アセトン、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が7個から10個までのものに限る。）ブチルアルコール、ノルマルブチルアルデヒド、シクロヘキサン又はカプロラクタム

ハ アンモニア

(注) これらの石油化学製品の範囲は、租特法第90条の4第1項第2号《引取りに係る石油製品等の免税》の石油石炭税が免税となる石油化学製品の原料用揮発油の当該石油化学製品の範囲と同一である。

(2) 特定灯油又は特定軽油を原料に供する場合

エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂

(注) これらの石油化学製品の範囲は、租特法第90条の4第1項第3号《引取りに係る石油製品等の免税》の石油石炭税が免税となる石油化学製品の原料用灯油又は軽油の当該石油化学製品の範囲と同一である。

(削 除)

(製造済届出及び製造済確認書の提出)

4 租特法第90条の5第4項の届出（以下「製造済届出」という。）及び確認の手續に当たっては、次の点に留意する。

(1) 製造済届出は、製造承認に係る石油化学製品の製造完了後速やかに（おおむね1月以内に）行うことに留意する。

(2) 酢酸、ギ酸、プロピオン酸、こはく酸、アセトン、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が7個から10個までのものに限る。）ブチルアルコール、ノルマルブチルアルデヒド、シクロヘキサン又はカプロラクタム

(3) アンモニア

(注) これらの石油化学製品の範囲は、租特法第90条の4第1項第1号《引取りに係る石油製品等の免税》の石油税が免税となる石油化学製品の原料用揮発油の当該石油化学製品の範囲と同一である。

(新 規)

(製造承認)

4 租特法第90条の5第1項の承認（以下「製造承認」という。）の手續については、次によること。

(1) 製造承認申請書の様式は、別紙様式4「石油税特定揮発油使用石油化学製品製造承認申請書」によることとし、申請書2通により申請する。

(2) 製造承認の申請があった場合には、当該申請に係るものが租特令第49条第1項に定める石油化学製品であることを確認の上、取締上支障のない限り1年以内の期間を指定して製造承認を与える。

(3) 製造承認に係る石油化学製品の品名が変更された場合には、新たな製造承認を受けることに留意する。

(製造済届出及び製造済確認)

5 租特法第90条の5第4項の届出（以下「製造済届出」という。）及び確認の手續については、次によること。

(1) 製造済届出の様式は、別紙様式5「石油税特定揮発油使用石油化学製品製造済届出書」によることとし、当該届出書2通により届出する。こ

なお、当該石油化学製品の製造が連続運転等によっている等、製造完了時の特定が困難な場合は、1月（暦月）単位での製造実績により届出することとして差し支えない。

(注) なお書による場合には、当該期間中に製造された石油化学製品の原料用特定揮発油等が、当該期間中に消費されたものとして取り扱う。

(2)(1)の届出により、所轄税務署長から製造済の確認書の交付を受けた場合には、当該確認書を特定揮発油等の製造者に提出する。

(石油化学製品の原料に供した特定揮発油等の数量)

5(1) 特定揮発油を原料に供する場合

製造承認に係る石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量は、次に掲げる製造設備の区分に応じ、当該区分に掲げる石油化学製品の原料用に投入した特定揮発油の数量とする。

イ オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉

エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂

ロ 脂肪族カルボン酸製造設備（揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ギ酸又はプロピオン酸を製造するものに限る。）の酸化反応器
酢酸、ギ酸、プロピオン酸、こはく酸又はアセトン

ハ 水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備

2-エチルヘキシルアルコール（高級アルコール）、ブチルアルコール又はノルマルブチルアルデヒド

ニ 水素製造設備の分解炉

シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア

ホ 芳香族炭化水素抽出設備、水素添加脱アルキル反応設備又はキシレン分留設備

接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油を原料に用い

の場合、製造承認に係る石油化学製品の製造完了後速やかに（おおむね1月以内に）届出する。

なお、当該石油化学製品の製造が連続運転等によっている等、製造完了時の特定が困難な場合は、1月（暦月）単位での製造実績により届出することとして差し支えない。

(注) なお書による場合には、当該期間中に製造された石油化学製品の原料用特定揮発油が、当該期間中に消費されたものとして取り扱う。

(2) 製造済届出があった場合には、税務署長はその製造の事実及び当該石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量を確認の上、(1)の届出書の一通を確認書として届出者に交付する。

(3) 確認書の交付を受けた者は、当該確認書を特定揮発油の製造者に提出する。

(石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量)

6(1) 製造承認に係る石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量は、次に掲げる製造設備の区分に応じ、当該区分に掲げる石油化学製品の原料用に特定揮発油を投入した数量とする。

イ オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉

エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂

ロ 脂肪族カルボン酸製造設備（揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ギ酸又はプロピオン酸を製造するものに限る。）の酸化反応器
酢酸、ギ酸、プロピオン酸、こはく酸又はアセトン

ハ 水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備

2-エチルヘキシルアルコール（高級アルコール）、ブチルアルコール又はノルマルブチルアルデヒド

ニ 水素製造設備の分解炉

シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア

ホ 芳香族炭化水素抽出設備、水素添加脱アルキル反応設備又はキシレン分留設備

改質油を原料に用いて製造されるベンゼン、トルエン、キシレン又

て製造されるベンゼン、トルエン、キシレン又はノルマルヘキサン
 (2) 特定灯油又は特定軽油を原料に供する場合
 製造承認に係る石油化学製品の原料に供した特定灯油又は特定軽油の数量は、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉において製造するエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂の原料用に投入した特定灯油又は特定軽油の数量とする。

(3) 上記(1)又は(2)において製造されたベンゼン、トルエン又はキシレン（以下「BTX」という。）及び副産物であるラフィネート等（BTX留分を含む抽出残油をいう。）で、ガソリン基材として使用されるものがある場合には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる方法により算出した数量を、製造承認に係る石油化学製品の原料に供した特定揮発油等の数量からそれぞれ控除する。

イ BTXをガソリン基材として使用する場合

$$\begin{array}{l} \text{ガソリン基材として} \\ \text{使用するBTX} \\ \text{の数量} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{ガソリン基材として使用する} \\ \text{BTXの比重} \\ \text{原料に供した改質油等の比重} \end{array}}{\text{原料に供した改質油等の比重}} = \text{控除数量}$$

ロ ラフィネート等をガソリン基材として使用する場合

$$\begin{array}{l} \text{ガソリン基材} \\ \text{として使用する} \\ \text{ラフィネート等} \\ \text{の数量} \end{array} \times \left(\begin{array}{l} \text{BTXの混合} \\ \text{割合(百分率)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{3.0\%[BTXの} \\ \text{抽出不能分]} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{ガソリン基材として} \\ \text{使用するラフィネート等} \\ \text{の比重} \\ \text{原料に供した改質油等の比重} \end{array}}{\text{原料に供した改質油等の比重}} = \text{控除数量}$$

はノルマルヘキサン
 (新規)

(2) 改質油を芳香族炭化水素抽出設備、水素添加脱アルキル反応設備又はキシレン分留設備に投入して製造されたベンゼン、トルエン又はキシレン（以下「BTX」という。）等で、ガソリン基材として使用されるもの（リターンナフサ）がある場合には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる方法により算出した数量を、製造承認に係る石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量からそれぞれ控除する。

イ BTXをガソリン基材として使用する場合

$$\begin{array}{l} \text{ガソリン基材として} \\ \text{使用するBTX} \\ \text{の数量} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{ガソリン基材として使用する} \\ \text{BTXの比重} \\ \text{原料に供した改質油の比重} \end{array}}{\text{原料に供した改質油の比重}} = \text{控除数量}$$

ロ BTX及びラフィネート（抽出残油）等の混合物（以下「混合物」という。）をガソリン基材として使用する場合

$$\begin{array}{l} \text{ガソリン基材} \\ \text{として使用する} \\ \text{混合物の数} \\ \text{量} \end{array} \times \left(\begin{array}{l} \text{BTXの混合} \\ \text{割合(百分率)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{3.0\%[BTXの} \\ \text{抽出不能分]} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{ガソリン基材として} \\ \text{使用する混合物} \\ \text{の比重} \\ \text{原料に供した改質油の比重} \end{array}}{\text{原料に供した改質油の比重}} = \text{控除数量}$$

- (注) 1 数量については、いずれもリットル位未満の端数は切り捨てる。
2 口におけるB T Xの混合割合の百分率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。
(削 除)

- (注) 1 数量については、いずれもリットル位未満の端数は切り捨てる。
2 口におけるB T Xの混合割合の百分率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。
3 口におけるB T Xの抽出不能分の控除は、混合物がラフィネート等の副産物に該当するものに行うこととする。

第三節 第 90 条の 6 《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係

(「農林漁業用 A 重油」の範囲)

1 輸入した定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)の A に掲げる重油は、課税済みの原油等を原料として国内で製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、農林漁業用 A 重油には該当しないのであるから留意する。

(「農林漁業の用に供するもの」の範囲)

2 租特法第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「農林漁業の用に供するもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。

(1) 農業用のものについては、次に掲げる業種(これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。)において使用される機械及び器具(運搬専用器具を除く。)の動力燃料並びに乾燥機(米、麦、茶、たばこ、しいたけその他これらに類する農産物及び牧草の乾燥用のものに限る。)ボイラー(温室用、畜舎用、家畜洗浄用、農産物の処理用、土壌消毒用、飼料調製用及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)及び重油燃焼器(霜害及び冷害防止用のものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの

穀作農業、穀作以外の圃場作物農業、果樹・樹園農業、施設園芸農業、畜産農業(養鶏農業及び酪農農業を含む。)養蚕農業

(2) 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具(集材機(索道積込機を含む。)及び公有の森林鉄道の機動車を含み、その他の運搬専用器具を除く。)の動力燃料並びにボイラー(樹苗育成用に限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの

育林業、製薪業、木炭製造業、素材生産業、その他の林業

(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法(昭和 25 年法律第 178 号)第 2 条第 2 項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機(ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用(煮熟用を含む。)のもの

(新 規)

(「農林漁業用 A 重油」の範囲)

7 輸入した定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)の A に掲げる重油は、課税済みの原油等を原料として国内で製造されたものには該当しないことから、石油税が課されたものであっても、農林漁業用 A 重油には該当しないのであるから留意する。

(「農林漁業の用に供するもの」の範囲)

8 租特法第 90 条の 6 第 1 項に規定する「農林漁業の用に供するもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。

(1) 農業用のものについては、次に掲げる業種(これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。)において使用される機械及び器具(運搬専用器具を除く。)の動力燃料並びに乾燥機(米、麦、茶、たばこ、しいたけその他これらに類する農産物及び牧草の乾燥用のものに限る。)ボイラー(温室用、畜舎用、家畜洗浄用、農産物の処理用、土壌消毒用、飼料調製用及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)及び重油燃焼器(霜害及び冷害防止用のものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの

穀作農業、穀作以外の圃場作物農業、果樹・樹園農業、施設園芸農業、畜産農業(養鶏農業及び酪農農業を含む。)養蚕農業

(2) 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具(集材機(索道積込機を含む。)及び公有の森林鉄道の機動車を含み、その他の運搬専用器具を除く。)の動力燃料並びにボイラー(樹苗育成用に限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの

育林業、製薪業、木炭製造業、素材生産業、その他の林業

(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法(昭和 25 年法律第 178 号)第 2 条第 2 項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機(ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用(煮熟用を含む。)のもの

のに限る。)及びボイラー(水産動植物の飼育における水温調節、煮干しの煮熱及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの

捕鯨業、一般海面漁業(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業

(注) これらの「農林漁業の用に供するもの」の範囲は、租特法第90条の4第1項第4号の石油石炭税が免税となる農林漁業用のA重油の対象となる「農林漁業の用に供するもの」の範囲と同一である。

(購入証明書の提出)

3 租特令第50条第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等》に規定する「当該重油を同項に規定する用途に供するため購入するものであることを証する書類」(以下「購入証明書」という。)については、全国農業協同組合連合会(全農)、全国漁業協同組合連合会(全漁連)、日本鯉鮪漁業協同組合連合会(日鯉連)又は全国石油業協同組合連合会(全石協)(以下「全農等」という。)の各傘下の農林漁業用A重油の販売業者から提出された購入証明書を全農等において取りまとめ、当該農林漁業用A重油を販売した石油販売会社(以下「元売等」という。)を經由して、当該農林漁業用A重油の製造者に提出されることに留意する。

(農林漁業用A重油の用途外使用等の禁止等)

- 4(1) 租特法第90条の6第4項に規定する「用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡(以下「用途外使用等」という。)とは、2《「農林漁業の用に供するもの」の範囲》に規定する用途以外の用途に使用すること、又は当該用途以外の用途に供するために譲渡することをいうのであり、農林漁業の用に供するものとして他に譲渡することは含まれないのであるから留意する。
- (2) 農林漁業用A重油の用途外使用等について租特法第90条の6第4項の税務署長の承認を受けても、同条第5項の規定が適用されるのであるから留意する。
- (3) 租特法第90条の6第5項の規定により石油石炭税を課す場合の納税地は、用途外使用等をしようとする若しくはした農林漁業用A重油の所在場所であるから留意する。

(削除)

に限る。)及びボイラー(水産動植物の飼育における水温調節、煮干しの煮熱及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの

捕鯨業、一般海面漁業(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業

(注) これらの「農林漁業の用に供するもの」の範囲は、租特法第90条の4第1項第2号の石油税が免税となる農林漁業用のA重油の対象となる「農林漁業の用に供するもの」の範囲と同一である。

(購入証明書の取りまとめ等)

9 租特令第50条第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付の申請等》に規定する「当該重油を同項に規定する用途に供するため購入するものであることを証する書類」(以下「購入証明書」という。)については、全国農業協同組合連合会(全農)、全国漁業協同組合連合会(全漁連)、日本鯉鮪漁業協同組合連合会(日鯉連)又は全国石油業協同組合連合会(全石協)(以下「全農等」という。)の各傘下の農林漁業用A重油の販売業者から提出された購入証明書を全農等において取りまとめ、当該農林漁業用A重油を販売した石油販売会社(以下「元売等」という。)を經由して、当該農林漁業用A重油の製造者に提出されることに留意する。

(農林漁業用A重油の用途外使用等の禁止等)

- 10(1) 租特法第90条の6第4項に規定する「用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡(以下「用途外使用等」という。)とは、8《「農林漁業の用に供するもの」の範囲》に規定する用途以外の用途に使用すること、又は当該用途以外の用途に供するために譲渡することをいうのであり、農林漁業の用に供するものとして他に譲渡することは含まれないのであるから留意する。
- (2) 農林漁業用A重油の用途外使用等について租特法第90条の6第4項の税務署長の承認を受けても、同条第5項の規定が適用されるのであるから留意する。
- (3) 租特法第90条の6第5項の規定により石油税を課す場合の納税地は、用途外使用等をしようとする若しくはした農林漁業用A重油の所在場所であるから留意する。
- (4) 租特法第90条の6第4項ただし書の規定により、農林漁業用A重油の用途外使用等の承認を受ける場合の申請書の様式は、別紙様式6

(還付申請)

5 租特法第 90 条の 5 第 1 項の還付（以下「特定揮発油等に係る還付」という。）及び同法第 90 条の 6 第 1 項の還付（以下「農林漁業用 A 重油に係る還付」という。）の申請については、次による。

(1) 特定揮発油等に係る還付申請

イ 還付の申請は、石油化学製品の製造者から提出された確認書を添付して申請する必要があることに留意する。

ロ 還付の申請は、原則として 1 月ごとに行うのであるが、還付金額が僅少であることその他の理由により 1 月ごとの申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る特定揮発油等の製造確認が行われた後 1 年を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。

(2) 農林漁業用 A 重油に係る還付申請

イ 還付の申請は、元売等から提出された購入証明書を添付して申請する必要があることに留意する。

この場合において、還付を受けようとする者が購入証明書に基づいて作成した農林漁業用 A 重油の購入明細書を当該申請書に添付することとし、当該者において購入証明書を保管することとして差し支えない。

ロ 還付の申請は、原則として 1 月ごとに行うのであるが、還付金額が僅少であることその他の理由により 1 月ごとの申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る農林漁業用 A 重油が購入された日から 1 年を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。

(以下、削除)

「石油税還付農林漁業用 A 重油用途外使用等承認申請書」によることとし、当該申請書 2 通により申請する。

(還付申請)

1 1 (1) 租特法第 90 条の 5 第 1 項の還付（以下「特定揮発油に係る還付」という。）及び同法第 90 条の 6 第 1 項の還付（以下「農林漁業用 A 重油に係る還付」という。）の申請については、次によること。

イ 特定揮発油に係る還付申請

(イ) 還付申請書の様式は、別紙様式 7「石油税相当額還付申請書(特定揮発油用)」によることとし、当該申請書に石油化学製品の製造者から提出された確認書を添付して申請する。

(ロ) 還付申請は、原則として 1 月ごとに行うこととするが、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。

ロ 農林漁業用 A 重油に係る還付申請

(イ) 還付申請書の様式は、別紙様式 8「石油税相当額還付申請書(農林漁業用 A 重油用)」によることとし、当該申請書に元売等から提出された購入証明書を添付して申請する。

この場合において、還付を受けようとする者が購入証明書に基づいて作成した農林漁業用 A 重油の購入明細書を当該申請書に添付することとし、当該者において購入証明書を保管することとして差し支えない。

(ロ) 還付申請は、原則として 1 月ごとに行うこととするが、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。

(2) 上記(1)の還付の申請があった場合において、還付して差し支えないと認めるときは、当該還付申請書により還付の決議を行い、これを管理・徴収部門に回付し、管理・徴収部門において所定の手続により還付又は充当する。

(注) 当該還付金には、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）に規定する還付加算金は付さないものであるから留意する。

第四節 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》関係

（「石油アスファルト等」の範囲）

1 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》に規定する「石油アスファルト等」とは、取引等における名称又は呼称にかかわらず、具体的には次に掲げるものをいう。

なお、これに該当しないものについては、同項の規定による石油石炭税額に相当する金額の還付対象とならないのであるから留意する。

(1) 石油コークスとは、石油又は歴青油のクラッキング又は分解蒸留により得られる黒色で多孔質の固形残留物をいう。

(2) 石油アスファルトとは、通常原油の蒸留残留物として得られる褐色又は黒色の固体若しくは半固体の物質をいい、原則として、国際分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付、蔵関第 1299 号）に定める石油アスファルトの規格に該当するものをいう。したがって、石油ピッチ等と称するもののうち、国際分類例規に定める石油アスファルトの規格に該当するものは、租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する石油アスファルトに該当するのであるから留意する。

（石油アスファルト等の性状の確認）

2 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定より石油石炭税額に相当する金額の還付を受けようとする者は、還付の対象となる石油アスファルト等について、製造、移出及び消費の都度に性状の確認を行うものとする。

ただし、石油アスファルトについては、製造工程、製造装置の運転条件及び製造原料の性状等により、国際分類例規に定める規格に該当することが明らかな場合には、月一回程度の性状の確認として差し支えない。

また、貯蔵又は出荷タンク等に受け入れたものを生産単位として管理し、移出又は消費している場合には、当該生産単位ごとの性状の確認として差し支えない。

（「石油アスファルト等製造業者」の範囲）

3 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する石油石炭税額に相当する金額の還付を受けることができる「石油アスファルト等製造業者」とは、次に

第三節 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項《石油アスファルト等に係る石油税の還付》関係

（「石油アスファルト等」の範囲）

1 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項《石油アスファルト等に係る石油税の還付》に規定する「石油アスファルト等」とは、取引等における名称又は呼称にかかわらず、具体的には次に掲げるものをいう。

なお、これに該当しないものについては、同項の規定による石油税額に相当する金額の還付対象とならないのであるから留意する。

(1) 石油コークスとは、石油又は歴青油のクラッキング又は分解蒸留により得られる黒色で多孔質の固形残留物をいう。

(2) 石油アスファルトとは、通常原油の蒸留残留物として得られる褐色又は黒色の固体若しくは半固体の物質をいい、原則として、国際分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付、蔵関第 1299 号）に定める石油アスファルトの規格に該当するものをいう。したがって、石油ピッチ等と称するもののうち、国際分類例規に定める石油アスファルトの規格に該当するものは、租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する石油アスファルトに該当するのであるから留意する。

（石油アスファルト等の性状の確認）

2 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定より石油税額に相当する金額の還付を受けようとする者は、還付の対象となる石油アスファルト等について、製造、移出及び消費の都度に性状の確認を行うものとする。

ただし、石油アスファルトについては、製造工程、製造装置の運転条件及び製造原料の性状等により、国際分類例規に定める規格に該当することが明らかな場合には、月一回程度の性状の確認として差し支えない。

また、貯蔵又は出荷タンク等に受け入れたものを生産単位として管理し、移出又は消費している場合には、当該生産単位ごとの性状の確認として差し支えない。

（「石油アスファルト等製造業者」の範囲）

3 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する石油税額に相当する金額の還付を受けることができる「石油アスファルト等製造業者」とは、次に掲げ

掲げる者をいう。

なお、外国から本邦に到着した石油等の残留物から石油アスファルト等を製造する者又は国産石油等残留物から石油アスファルトを製造する者は、これに該当しないのであるから留意する。

- (1) 課税済みの原油等を原料の全部又は一部として石油アスファルト等を製造する者
- (2) 石油調製品等を原料の全部又は一部として石油アスファルト等を製造する者
- (3) 国産石油等残留物を原料の全部又は一部として石油コークスを製造する者

(「製造場において製造した石油アスファルト等」の意義)

4 租特法第90条の6の2第1項に規定する「製造場において製造した石油アスファルト等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 「製造場において製造した石油アスファルト」とは、減圧蒸留装置、溶剤脱れき装置又はブローイング装置等と称される製造装置からなる製造工程を有する場所において、その製造工程における一連の操作により造り出した石油アスファルトをいう。

なお、当該製造には、当該製造工程において他の製品が併産される場合及び石油アスファルトが副産物又は残留物として得られる場合を含むのであるから留意する。

(注) これらの製造を行う場所以外の場所において、針入度若しくは組成の異なる2種以上の石油アスファルトを混和する行為又は石油アスファルトに石油アスファルト以外の物品を混和する行為は、石油アスファルトの製造に該当しないのであるから留意する。

- (2) 「製造場において製造した石油コークス」とは、熱分解装置等と称する製造装置からなる製造工程を有する場所において、その製造工程における一連の操作により造り出した石油コークスをいう。

なお、当該製造には、当該製造工程において他の製品が併産される場合及び石油コークスが副産物又は残留物として得られる場合を含むのであるから留意する。

(「製造場内において燃料として消費した場合」の意義)

る者をいう。

なお、外国から本邦に到着した石油等の残留物から石油アスファルト等を製造する者又は国産石油等残留物から石油アスファルトを製造する者は、これに該当しないのであるから留意する。

- (1) 課税済みの原油等を原料の全部又は一部として石油アスファルト等を製造する者
- (2) 石油調製品等を原料の全部又は一部として石油アスファルト等を製造する者
- (3) 国産石油等残留物を原料の全部又は一部として石油コークスを製造する者

(「製造場において製造した石油アスファルト等」の意義)

4 租特法第90条の6の2第1項に規定する「製造場において製造した石油アスファルト等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 「製造場において製造した石油アスファルト」とは、減圧蒸留装置、溶剤脱れき装置又はブローイング装置等と称される製造装置からなる製造工程を有する場所において、その製造工程における一連の操作により造り出した石油アスファルトをいう。

なお、当該製造には、当該製造工程において他の製品が併産される場合及び石油アスファルトが副産物又は残留物として得られる場合を含むのであるから留意する。

(注) これらの製造を行う場所以外の場所において、針入度若しくは組成の異なる2種以上の石油アスファルトを混和する行為又は石油アスファルトに石油アスファルト以外の物品を混和する行為は、石油アスファルトの製造に該当しないのであるから留意する。

- (2) 「製造場において製造した石油コークス」とは、熱分解装置等と称する製造装置からなる製造工程を有する場所において、その製造工程における一連の操作により造り出した石油コークスをいう。

なお、当該製造には、当該製造工程において他の製品が併産される場合及び石油コークスが副産物又は残留物として得られる場合を含むのであるから留意する。

(「製造場内において燃料として消費した場合」の意義)

5 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する「製造場内において燃料として消費した場合」とは、石油アスファルト等製造業者が、同項の規定により承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、当該製造場内においてボイラー等の燃料として燃焼させることをいい、その燃焼の用途及び燃焼により得られた熱、光、電気その他の動力等を利用する場所は問わないのであるから留意する。

(削 除)

(移出から除かれる場合の範囲)

6 租特令第 50 条の 2 第 3 項《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付の申請等》の規定により移出から除かれるものは、他の石油コークスの製造場への石油アスファルトの移出であるが、当該他の石油コークスの製造場には、製造承認を受けていない製造場及び石油アスファルトを併せて製造している製造場を含むのであるから留意する。

この場合において、石油コークス製造装置を有する場所は、石油コークスの製造の有無にかかわらず、原則として、他の石油コークスの製造場に該当するものとして取り扱う。

5 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する「製造場内において燃料として消費した場合」とは、石油アスファルト等製造業者が、同項の規定により承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、当該製造場内においてボイラー等の燃料として燃焼させることをいい、その燃焼の用途及び燃焼により得られた熱、光、電気その他の動力等を利用する場所は問わないのであるから留意する。

(製造承認)

6 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定による承認(以下「製造承認」という。)の申請については、次によること。

(1) 製造承認申請書の様式は、別紙様式 9「石油税石油アスファルト等製造承認申請書」によることとし、当該申請書 2 通により申請する。

なお、当該製造承認申請書には、製造承認を受けようとする製造場における石油アスファルト等の製造設備、石油アスファルト等の製造方法、石油アスファルト等の原料となる石油等の残留物の移入先、適用希望日及び申請日現在の石油アスファルト等の在庫数量等を記載する。

(2) 製造承認を与える場合には、税務署長は、申請者に承認の適用日を記載した製造承認書を交付する。

(3) 製造する石油アスファルト等の種別が追加又は変更される場合には、新たな製造承認を受けることに留意する。

(4) 製造承認を受けた製造場における石油アスファルト等の製造を廃止しようとする場合の届出書の様式は、別紙様式 10「石油税石油アスファルト等製造承認不適用届出書」による。

(移出から除かれる場合の範囲)

7 租特令第 50 条の 2 第 3 項の規定により移出から除かれるものは、他の石油コークスの製造場への石油アスファルトの移出であるが、当該他の石油コークスの製造場には、製造承認を受けていない製造場及び石油アスファルトを併せて製造している製造場を含むのであるから留意する。

この場合において、石油コークス製造装置を有する場所は、石油コークスの製造の有無にかかわらず、原則として、他の石油コークスの製造場に該当するものとして取り扱う。

(注) 当該他の石油コークスの製造場が製造承認を受けている場合は、当該製造場へ移入した石油アスファルトを原料として製造した石油コークスについて、石油石炭税額に相当する金額の還付を受けられることに留意する。

(移出に含めるための証明の取扱い等)

7 (1) 製造承認を受けた石油アスファルトの製造場において製造した石油アスファルトを他の石油コークスの製造場へ移出する場合で、租特令第 50 条の 2 第 3 項及び租特規則第 39 条の 5《石油コークス製造場への石油アスファルトの移出で石油石炭税の還付を受けることができる移出の範囲等》の規定により証明がなされていることにより、移出に含まれることとなるものは、製造承認を受けた他の石油コークスの製造場への移出で、次に掲げるものをいう。

イ 他の石油コークスの製造場において燃料として消費するための石油アスファルトの移出

ロ 石油アスファルトの製造場内における蔵置場が狭くなったこと等により、他の石油コークスの製造場内に貯蔵するための販売の用に供する石油アスファルトの移出（当該他の石油コークスの製造場から更に移出されるものに限る。）

(注) 「販売の用に供する石油アスファルト」には、石油コークス等の原料として使用するもの及び燃料として消費するものは含まれないことに留意する。

ハ 他の石油アスファルト等製造業者が販売の用に供するため石油アスファルトを移入する場合で、その者の石油コークスの製造場内に貯蔵するための移出

(2) (1) による移出に含まれることの証明は、製造承認を受けた石油コークスの製造場へ石油アスファルトを移入した者が施行令第 50 条の 2 に規定する移出に該当することを証明するため作成した証明書（以下「移出入証明書」又は「移出入確認書」という。）に当該石油アスファルトを移入した製造場の製造承認書の写しを添付して当該石油アスファルトの移出者に交付することにより行うことに留意する。

(注) 当該他の石油コークスの製造場が製造承認を受けている場合は、当該製造場へ移入した石油アスファルトを原料として製造した石油コークスについて、石油税額に相当する金額の還付を受けられることに留意する。

(移出に含めるための証明の手続等)

8 製造承認を受けた石油アスファルトの製造場において製造した石油アスファルトを他の石油コークスの製造場へ移出する場合で、租特令第 50 条の 2 第 3 項及び租特規則第 39 条の 5 の規定により証明がなされているときは、租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項に規定する移出に含まれることとなるが、この場合における取扱い等については、次によること。

(1) 証明がなされていることにより移出に含まれるものは、製造承認を受けた他の石油コークスの製造場への移出で、次に掲げるものをいう。

イ 他の石油コークスの製造場において燃料として消費するための石油アスファルトの移出

ロ 石油アスファルトの製造場内における蔵置場が狭くなったこと等により、他の石油コークスの製造場内に貯蔵するための販売の用に供する石油アスファルトの移出（当該他の石油コークスの製造場から更に移出されるものに限る。）

(注) 「販売の用に供する石油アスファルト」には、石油コークス等の原料として使用するもの及び燃料として消費するものは含まれないことに留意する。

ハ 他の石油アスファルト等製造業者が販売の用に供するため石油アスファルトを移入する場合で、その者の石油コークスの製造場内に貯蔵するための移出

(2) 移出に含まれることの証明は、製造承認を受けた石油コークスの製造場へ石油アスファルトを移入した者が、別紙様式 11「石油アスファルト消費・貯蔵等のための移出入証明書（確認書）」（以下「移出入証明書」又は「移出入確認書」という。）2 通を作成し、当該移出入証明書に当該石油アスファルトを移入した製造場の製造承認書の写しを添付して当該石油アスファルトの移出者に交付し、交付を受けた移出者が 11《還付申請》に規定する「石油税相当額還付申請書（石油アスファルト等用）」に添付することにより行う。

(削 除)

(石油等の残留物の移入届出)

8 租特法第 90 条の 6 の 2 第 3 項の規定により提出する書類(以下「移入届出書」という。)は、移入した石油等の残留物が石油石炭税課税済みの原料から製造されたものであるかそれ以外の原料から製造されたものであるかの区分を記載することに留意する。

なお、石油石炭税課税済みの原料とは、課税済みの原油等、石油調製品等及び国産石油等残留物(租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受けた石油アスファルト等を除く。)をいうのであるから留意する。

(注) 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受けた石油アスファルト等とは、同項に規定する還付の申請に基づき石油石炭税に相当する金額を還付した、又は還付することとなっているものをいう。

(削 除)

(還付申請)

9 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定による石油石炭税額に相当する金額の還付の申請は、次による。

(1) 還付の申請には、租特令第 50 条の 2 第 5 項により、計算の基礎等を記載した書類(以下「明細書及び計算書」という。)を添付する必要があるので留意する。

(2) 明細書及び計算書には、租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定により製造承認を受けた製造場別に、移出し、又は燃料として消費した石油ア

(3) 移出入証明書の交付を受けた移出者は、移出先が製造承認を受けた石油コークスの製造場に該当すること及び燃料として消費するための移出又は貯蔵するための移出等であることを確認し、移出入証明書の 1 通を移出入確認書として当該石油アスファルトの移入者に交付する。

(石油等の残留物の移入届出)

9 (1) 租特法第 90 条の 6 の 2 第 3 項の規定により提出する書類は、別紙様式 12「平成 年 月分石油税石油等の残留物移入届出書」による。

(2) 移入届出書には、移入した石油等の残留物が石油税課税済みの原料から製造されたものであるかそれ以外の原料から製造されたものであるかの区分を記載する。

なお、石油税課税済みの原料とは、課税済みの原油等、石油調製品等及び国産石油等残留物(租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受けた石油アスファルト等を除く。)をいうのであるから留意する。

(注) 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受けた石油アスファルト等とは、同項に規定する還付の申請に基づき石油税に相当する金額を還付した、又は還付することとなっているものをいう。

(区分蔵置命令)

1 0 租特法第 90 条の 6 の 2 第 4 項の規定により区分蔵置を命令する場合には、別紙様式 13「石油税石油等の残留物区分蔵置命令通知書」により通知する。

(還付申請)

1 1 (1) 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定による石油税額に相当する金額の還付の手続については、次によること。

イ 還付申請書の様式は、別紙様式 14「石油税相当額還付申請書(石油アスファルト等用)」によることとし、当該申請書に別紙様式 15「石油税石油アスファルト等(移出・消費)明細書及び還付金額計算書」(以下「明細書及び計算書」という。)を添付して申請する。

ロ 明細書及び計算書には、租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定により製造承認を受けた製造場別に、移出し、又は燃料として消費した石油アス

スファルト等の種別ごとに区分してその事実を記載するが、移出し、又は燃料として消費した都度の記載を省略して、移出先別にその合計数量を記載することとして差し支えない。

なお、租特令第 50 条の 2 第 3 項に規定する証明に係るもの又は同条第 7 項のかっこ書に規定する計算（以下「あん分計算」という。）により得た数量がある場合には、その旨についても併せて区分記載する。

(注) 還付申請書に移出入証明書が添付されていないものは、租特令第 50 条の 2 第 3 項及び租特規則第 39 条の 5 第 2 項に規定する証明がなされたものには該当せず、還付の対象とならないのであるから留意する。

(3) あん分計算により得た数量がある場合には、還付申請書にその計算過程を記載した書類を添付する。

(4) 還付の申請は、原則として 1 月ごとに行うが、還付金額が僅少であることその他の理由により 1 月ごとの申請により難しい事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る石油アスファルト等が、移出し、又は燃料として消費した後 1 年を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。

(5) 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定は、製造承認の適用日以後に製造した石油アスファルト等について適用されるものであるから、適用日以後に移出し、又は燃料として消費した石油アスファルト等のうち、適用日の前日までの間に製造されたものがある場合には、当該数量を控除した数量を基礎として還付の申請を行うことに留意する。

(以下、削除)

ファルト等の種別ごとに区分してその事実を記載するが、移出し、又は燃料として消費した都度の記載を省略して、移出先別にその合計数量を記載することとして差し支えない。

なお、租特令第 50 条の 2 第 3 項に規定する証明に係るもの又は同条第 7 項のかっこ書に規定する計算（以下「あん分計算」という。）により得た数量がある場合には、その旨についても併せて区分記載する。

(注) 還付申請書に移出入証明書が添付されていないものは、租特令第 50 条の 2 第 3 項及び租特規則第 39 条の 5 第 2 項に規定する証明がなされたものには該当せず、還付の対象とならないのであるから留意する。

ハ あん分計算により得た数量がある場合には、還付申請書にその計算過程を記載した書類を添付する。

ニ 還付の申請は、原則として 1 月ごとに行うが、還付金額が僅少であることその他の理由により 1 月ごとの申請により難しい事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る石油アスファルト等が、移出し、又は燃料として消費した後 1 年を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。

ホ 租特法第 90 条の 6 の 2 第 1 項の規定は、製造承認の適用日以後に製造した石油アスファルト等について適用されるものであるから、適用日以後に移出し、又は燃料として消費した石油アスファルト等のうち、適用日の前日までの間に製造されたものがある場合には、当該数量を控除した数量を基礎として還付の申請を行うことに留意する。

(2) 上記(1)の還付の申請があった場合において、還付して差し支えないと認めるときは、当該還付申請書により還付の決議を行い、これを管理・徴収部門に回付し、管理・徴収部門において所定の手続により還付又は充当する。

(注) 当該還付金には、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）に規定する還付加算金は付さないのであるから留意する。

第二章 航空機燃料税の税率軽減措置関係

租特法第 90 条の 8《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》及び第 90 条の 9《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係

(用語の意義)

1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 沖縄 沖縄県の区域をいう。
- (2) 沖縄島 沖縄にある島のうち、いわゆる沖縄本島をいう。
- (3) 沖縄離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島をいう。

(削除)

(4) 離島 その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項《指定》の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条《目的》に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 3 号《定義》に規定する離島をいう。

(5) 本土 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 129 号)第 2 条第 2 項《定義》に規定する本土から離島を除いた地域をいう。

(6) 沖縄路線航空機 租特法第 90 条の 8 第 1 項《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「沖縄路線航空機」をいう。

(削除)

(7) 特定離島路線航空機 租特法第 90 条の 9 第 1 項《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「特定離島路線航空機」をいう。

(8) 一般国内航空機 租特法第 90 条の 8 第 2 項《沖縄路線航空機に積み込

第二章 航空機燃料税の税率軽減措置関係

租特法第 90 条の 8《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》、第 90 条の 8 の 2《沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》及び第 90 条の 9《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係

(用語の意義)

1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 沖縄 沖縄県の区域をいう。
- (2) 沖縄島 沖縄にある島のうち、いわゆる沖縄本島をいう。
- (3) 沖縄離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島をいう。

(4) 沖縄特定離島 宮古島、石垣島及び久米島をいう。

(5) 離島 その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項《指定》の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条《目的》に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 3 号《定義》に規定する離島をいう。

(6) 本土 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 129 号)第 2 条第 2 項《定義》に規定する本土から離島を除いた地域をいう。

(7) 沖縄路線航空機 租特法第 90 条の 8 第 1 項《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「沖縄路線航空機」をいう。

(8) 沖縄特定離島路線航空機 租特法第 90 条の 8 の 2《沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料の税率の特例》に規定する「沖縄特定離島路線航空機」をいう。

(9) 特定離島路線航空機 租特法第 90 条の 9 第 1 項《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「特定離島路線航空機」をいう。

(10) 一般国内航空機 租特法第 90 条の 8 第 2 項《沖縄路線航空機に積み

まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「一般国内航空機」をいう。

(9) 飛行計画 航空法(昭和27年法律第231号)第97条第1項又は第2項《飛行計画及びその承認》に規定する飛行計画をいう。

(10)航空機燃料税法 航空機燃料税法(昭和47年法律第7号)をいう。

(11)航空機燃料税法取扱通達 昭和47年4月3日付間消4-13ほか1課共同「航空機燃料税法の施行に伴う同法の実施について」の別冊をいう。

(「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)

2(1) 租特法第90条の8第1項に規定する「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」とは、沖縄島と本土との間の路線(以下「沖縄路線」という。)を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と本土との間又は沖縄島と離島との間の路線を航行する航空機はこれに該当しない。

なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。

(削 除)

(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線(沖縄特定離島と本土との間の路線を除く。)のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線(以下「特定離島路線」という。)を航行する航空機をいう。

なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。

込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「一般国内航空機」をいう。

(11) 飛行計画 航空法(昭和27年法律第231号)第97条第1項又は第2項《飛行計画及びその承認》に規定する飛行計画をいう。

(12)航空機燃料税法 航空機燃料税法(昭和47年法律第7号)をいう。

(13)航空機燃料税法取扱通達 昭和47年4月3日付間消4-13ほか1課共同「航空機燃料税法の施行に伴う同法の実施について」の別冊をいう。

(「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)

2(1) 租特法第90条の8第1項に規定する「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」とは、沖縄島と本土との間の路線(以下「沖縄路線」という。)を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と本土との間又は沖縄島と離島との間の路線を航行する航空機はこれに該当しない。

なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。

(注) 沖縄特定離島と東京国際空港との間の路線(以下「沖縄特定離島路線」という。)を航行する航空機は、租特法第90条の8の2により、同法第90条の8の規定が準用されるのであるから留意する。

(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線(沖縄特定離島と本土との間の路線を除く。)のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線(以下「特定離島路線」という。)を航行する航空機をいう。

なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。

(「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」の意義)

3 租特法第 90 条の 8 第 1 項に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」又は租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」とは、航空法第 100 条第 1 項《許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。

4 (削除)

(「旅客の運送の用に供されるもの」の意義)

5 租特法第 90 条の 8 第 1 項又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「旅客の運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。

- (1) 有償と無償の旅客を混載して運送に使用する航空機
 - (2) 有償で旅客と貨物を混載して運送に使用する航空機
 - (3) 有償で旅客の運送を行うために航行する航空機で搭乗する旅客がないまま航行した場合における当該航空機
- (注) 機体の代替等のために旅客を搭乗させないで回送する場合における当該航空機は、これには含まれない。

(「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義)

6 租特法第 90 条の 8 第 1 項又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。

(「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」の意義)

3 租特法第 90 条の 8 第 1 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。)に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」又は租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」とは、航空法第 100 条第 1 項《許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。

4 (削除)

(「旅客の運送の用に供されるもの」の意義)

5 租特法第 90 条の 8 第 1 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。)又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「旅客の運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。

- (1) 有償と無償の旅客を混載して運送に使用する航空機
 - (2) 有償で旅客と貨物を混載して運送に使用する航空機
 - (3) 有償で旅客の運送を行うために航行する航空機で搭乗する旅客がないまま航行した場合における当該航空機
- (注) 機体の代替等のために旅客を搭乗させないで回送する場合における当該航空機は、これには含まれない。

(「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義)

6 租特法第 90 条の 8 第 1 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。)又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線、沖縄特定離島路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。

(1) 沖縄路線の場合 次の飛行場

イ 沖縄島に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている本土に所在する飛行場

ロ 本土に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄島に所在する飛行場

(2) 特定離島路線の場合 特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸する航空機が、離陸後最初に着陸することとしている飛行場

(注) 飛行計画は、航空法第97条第1項又は第2項《飛行計画及びその承認》の規定により、飛行場から出発し、又は飛行しようとする都度に国土交通大臣の承認を受け、又は通報しなければならないこととされている。したがって、寄航地を経由して航行する場合には、最初の出発地で承認を受け、又は通報した飛行計画において明らかにした最初の着陸地とは、最終目的地ではなく寄航地となるのであるから留意する。

(「沖縄路線航空機」の範囲)

7 租特法第90条の8第1項の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2の(1)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。

(1) 租特法第90条の8第1項に規定する航空機

イ 沖縄島に所在する飛行場と本土に所在する飛行場との間を航行する航空機

ロ イに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場以外の飛行場（離陸した飛行場を含む。）に着陸した場合における当該航空機

(2) 租特令第50条の3各号に規定する航空機

イ (1)のロに規定する航空機（離陸した飛行場に着陸した航空機を除く。）又は当該航空機に代えて使用される航空機で、着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は(1)のイに規定する航空機が出発した飛行場（以下「沖縄路線出発飛行場」という。）との間を航行する航空機（着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものは除く。）

(注) (1)のロに規定する航空機に代えて使用される航空機について

(1) 沖縄路線又は沖縄特定離島路線の場合 次の飛行場

イ 沖縄島又は沖縄特定離島に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている本土に所在する飛行場

ロ 本土に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄島又は沖縄特定離島に所在する飛行場

(2) 特定離島路線の場合 特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸する航空機が、離陸後最初に着陸することとしている飛行場

(注) 飛行計画は、航空法第97条第1項又は第2項《飛行計画及びその承認》の規定により、飛行場から出発し、又は飛行しようとする都度に国土交通大臣の承認を受け、又は通報しなければならないこととされている。したがって、寄航地を経由して航行する場合には、最初の出発地で承認を受け、又は通報した飛行計画において明らかにした最初の着陸地とは、最終目的地ではなく寄航地となるのであるから留意する。

(「沖縄路線航空機」の範囲)

7 租特法第90条の8第1項(同法第90条の8の2において準用する場合を含む。)の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2の(1)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。

(1) 租特法第90条の8第1項に規定する航空機

イ 沖縄島に所在する飛行場と本土に所在する飛行場との間を航行する航空機

ロ イに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場以外の飛行場（離陸した飛行場を含む。）に着陸した場合における当該航空機

(2) 租特令第50条の3各号に規定する航空機

イ (1)のロに規定する航空機（離陸した飛行場に着陸した航空機を除く。）又は当該航空機に代えて使用される航空機で、着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は(1)のイに規定する航空機が出発した飛行場（以下「沖縄路線出発飛行場」という。）との間を航行する航空機（着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものは除く。）

(注) (1)のロに規定する航空機に代えて使用される航空機について

<p>は、当該代えて使用される時に沖縄路線航空機となる一方、同時に(1)のロの航空機については、一般国内航空機に該当することとなるのであるから留意する(以下、(3)のハ及びニにおいて同じ。)</p> <p>ロ (1)のイに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p> <p>ハ (1)のイに規定する航空機で、当該航空機の航行に接続して本土に所在する飛行場(以下「寄航地」という。)と沖縄以外の本邦内の各地に所在する飛行場(以下「発着地」という。)との間を航行する航空機(発着地と寄航地を発地、かつ、着地として旅客又は貨物を運送するものを除く。)</p> <p>(3) 租特規則第 39 条の 8 各号《沖縄路線航空機の範囲》に規定する航空機</p> <p>イ (2)のイに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場又は沖縄路線出発飛行場以外の飛行場(当該離陸した飛行場を含む。)に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p> <p>ロ (2)のハに規定する航空機が、発着地又は寄航地を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、寄航地又は発着地以外の飛行場に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p> <p>ハ イ若しくはホに規定する航空機(飛行場に着陸した航空機に限る。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、当該着陸した飛行場と着陸予定飛行場若しくは沖縄路線出発飛行場又は寄航地若しくは発着地との間を航行する場合における当該航空機(当該着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものを除く。以下ニにおいて同じ。)</p> <p>ニ ロに規定する航空機(飛行場に着陸した航空機に限る。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、当該着陸した飛行場と寄航地又は発着地との間を航行する場合における当該航空機</p> <p>ホ ハ及びニに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、寄航地若しくは発着地以外の飛行場又は着陸予定飛行場若しくは沖縄路線出発飛行場以外の飛行場に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p>	<p>は、当該代えて使用される時に沖縄路線航空機となる一方、同時に(1)のロの航空機については、一般国内航空機に該当することとなるのであるから留意する(以下、(3)のハ及びニにおいて同じ。)</p> <p>ロ (1)のイに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p> <p>ハ (1)のイに規定する航空機で、当該航空機の航行に接続して本土に所在する飛行場(以下「寄航地」という。)と沖縄以外の本邦内の各地に所在する飛行場(以下「発着地」という。)との間を航行する航空機(発着地と寄航地を発地、かつ、着地として旅客又は貨物を運送するものを除く。)</p> <p>(3) 租特規則第 39 条の 8 各号《沖縄路線航空機の範囲》に規定する航空機</p> <p>イ (2)のイに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場又は沖縄路線出発飛行場以外の飛行場(当該離陸した飛行場を含む。)に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p> <p>ロ (2)のハに規定する航空機が、発着地又は寄航地を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、寄航地又は発着地以外の飛行場に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p> <p>ハ イ若しくはホに規定する航空機(飛行場に着陸した航空機に限る。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、当該着陸した飛行場と着陸予定飛行場若しくは沖縄路線出発飛行場又は寄航地若しくは発着地との間を航行する場合における当該航空機(当該着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものを除く。以下ニにおいて同じ。)</p> <p>ニ ロに規定する航空機(飛行場に着陸した航空機に限る。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、当該着陸した飛行場と寄航地又は発着地との間を航行する場合における当該航空機</p> <p>ホ ハ及びニに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、寄航地若しくは発着地以外の飛行場又は着陸予定飛行場若しくは沖縄路線出発飛行場以外の飛行場に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機</p>
---	---

(4) 沖縄路線航空機の範囲を図示すると、別表1のとおりである。

(注) 別表1の沖縄路線航空機に「含めるもの」に該当する場合は、該当する場合ごとにその理由等を帳簿等に記載するよう周知する。

(削除)

(「特定離島路線航空機」の範囲)

8 租特法第90条の9第1項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2の(2)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。

(1) 租特法第90条の9第1項に規定する航空機

イ 特定離島路線の使用飛行場である飛行場の間を航行する航空機

ロ イに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場以外の飛行場(離陸した飛行場を含む。)に着陸した場合における当該航空機

(2) 租特令第50条の4第2項各号に規定する航空機

イ (1)のロに規定する航空機(離陸した飛行場に着陸した航空機を除く。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は(1)のイに規定する航空機の出発飛行場(以下「特定離島路線出発飛行場」という。)との間を航行する航空機(着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものは除く。)

(注) (1)のロに規定する航空機に代えて使用される航空機については、当該代えて使用される時に特定離島路線航空機となる一方、同時に(1)のロの航空機については、一般国内航空機に該当することとなるのであるから留意する(以下、(3)のロにおいて同じ。)

ロ (1)のイに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機

(3) 租特規則第39条の9各号《特定離島路線航空機の範囲》に規定する航空機

(4) 沖縄路線航空機の範囲を図示すると、別表1のとおりである。

(注) 1 別表1の沖縄路線航空機に「含めるもの」に該当する場合は、該当する場合ごとにその理由等を帳簿等に記載するよう周知する。

2 租特法第90条の8の2において同法第90条の8の規定が準用される場合においては、本条中「沖縄島」とあるのは「沖縄特定離島」と、「本土に所在する飛行場」とあるのは「東京国際空港」と読み替えるものとする。

(「特定離島路線航空機」の範囲)

8 租特法第90条の9第1項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2の(2)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。

(1) 租特法第90条の9第1項に規定する航空機

イ 特定離島路線の使用飛行場である飛行場の間を航行する航空機

ロ イに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場以外の飛行場(離陸した飛行場を含む。)に着陸した場合における当該航空機

(2) 租特令第50条の4第2項各号に規定する航空機

イ (1)のロに規定する航空機(離陸した飛行場に着陸した航空機を除く。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は(1)のイに規定する航空機の出発飛行場(以下「特定離島路線出発飛行場」という。)との間を航行する航空機(着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものは除く。)

(注) (1)のロに規定する航空機に代えて使用される航空機については、当該代えて使用される時に特定離島路線航空機となる一方、同時に(1)のロの航空機については、一般国内航空機に該当することとなるのであるから留意する(以下、(3)のロにおいて同じ。)

ロ (1)のイに規定する航空機が当該飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機

(3) 租特規則第39条の9各号《特定離島路線航空機の範囲》に規定する航空機

イ (2)のイに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場又は特定離島路線出発飛行場以外の飛行場(当該離陸した飛行場を含む。)に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機

ロ イ若しくはハに規定する航空機(飛行場に着陸した航空機に限る。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、当該着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は出発飛行場との間を航行する場合における当該航空機(当該着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものを除く。)

ハ ロに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場又は特定離島路線出発飛行場以外の飛行場に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機

(4) 特定離島路線航空機の範囲を図示すると、別表2のとおりである。
(注) 別表2の特定離島路線航空機に「含めるもの」に該当する場合は、該当する場合ごとにその理由等を帳簿等に記載するよう周知する。

(沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)

9 租特法第90条の8第2項、第3項又は同法第90条の9第2項から第5項に規定する「一般国内航空機となる時」、「沖縄路線航空機となる時」又は「特定離島路線航空機となる時」とは、飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「沖縄路線航空機」又は「特定離島路線航空機」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。

なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。

(外国往来機が沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる場合等の取扱い)

イ (2)のイに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場又は特定離島路線出発飛行場以外の飛行場(当該離陸した飛行場を含む。)に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機

ロ イ若しくはハに規定する航空機(飛行場に着陸した航空機に限る。)又は当該航空機に代えて使用される航空機で、当該着陸した飛行場と着陸予定飛行場又は出発飛行場との間を航行する場合における当該航空機(当該着陸した飛行場から新たな旅客又は貨物を運送するものを除く。)

ハ ロに規定する航空機が、当該着陸した飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、着陸予定飛行場又は特定離島路線出発飛行場以外の飛行場に着陸した場合又は飛行場に着陸することができなかつた場合における当該航空機

(4) 特定離島路線航空機の範囲を図示すると、別表2のとおりである。
(注) 別表2の特定離島路線航空機に「含めるもの」に該当する場合は、該当する場合ごとにその理由等を帳簿等に記載するよう周知する。

(沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)

9 租特法第90条の8第2項、第3項(同法第90条の8の2において準用する場合を含む。)又は同法第90条の9第2項から第5項に規定する「一般国内航空機となる時」、「沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機となる時」又は「特定離島路線航空機となる時」とは、飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「沖縄路線航空機」、「沖縄特定離島路線航空機」又は「特定離島路線航空機」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。

なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。

(外国往来機が沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機となる場合等の取扱い)

10(1) 租特法第90条の8第4項及び同法第90条の9第6項の規定は、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で有償の国内運送の用に供されていない外国往来機を沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機として使用するため、関税法(昭和29年法律第61号)第25条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定により税関へ届け出た時に適用する。

(2) 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機が有償の国内運送の用に供されない外国往来機となる場合には、航空機燃料税法第13条《取卸しとみなす場合》及び同法第12条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》の規定が適用されることとなるが、当該規定は、沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機を有償の国内運送の用に供されない外国往来機として使用するため、関税法第25条の規定により税関へ届け出た時に適用する。

この場合、航空機燃料税法第12条第1項の規定により控除する金額は、当該航空機に現存する航空機燃料につき、租特法第90条の8第1項又は同法第90条の9第1項に規定する税率により計算した金額による。

(積込数量の測定等)

11 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機に積み込まれた航空機燃料の数量測定等については、航空機燃料税法取扱通達8《第10条《課税標準》関係》に規定する方法によること。

(みなし積込数量等の測定等)

12 租特法第90条の8第2項、第3項及び同法第90条の9第2項から第5項に規定する取卸しされたものとみなし、かつ、積み込まれたものとみなす航空機燃料の数量測定等については、次によること。

(1) 数量測定の時期及び方法は、各項の規定により当該航空機が一般国内航空機、沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等において、原則として当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計により当該航空機に現存する航空機燃料の数量を測定する方法とする。

10(1) 租特法第90条の8第4項(同法第90条の8の2において準用する場合を含む。)及び同法第90条の9第6項の規定は、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で有償の国内運送の用に供されていない外国往来機を沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機として使用するため、関税法(昭和29年法律第61号)第25条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定により税関へ届け出た時に適用する。

(2) 沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機が有償の国内運送の用に供されない外国往来機となる場合には、航空機燃料税法第13条《取卸しとみなす場合》及び同法第12条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》の規定が適用されることとなるが、当該規定は、沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機を有償の国内運送の用に供されない外国往来機として使用するため、関税法第25条の規定により税関へ届け出た時に適用する。

この場合、航空機燃料税法第12条第1項の規定により控除する金額は、当該航空機に現存する航空機燃料につき、租特法第90条の8第1項又は同法第90条の9第1項に規定する税率により計算した金額による。

(積込数量の測定等)

11 沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機に積み込まれた航空機燃料の数量測定等については、航空機燃料税法取扱通達8《第10条《課税標準》関係》に規定する方法によること。

(みなし積込数量等の測定等)

12 租特法第90条の8第2項、第3項(同法第90条の8の2において準用する場合を含む。)及び同法第90条の9第2項から第5項に規定する取卸しされたものとみなし、かつ、積み込まれたものとみなす航空機燃料の数量測定等については、次によること。

(1) 数量測定の時期及び方法は、各項の規定により当該航空機が一般国内航空機、沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等において、原則として当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計により当該航空機に現存する航空機燃料の数量を測定する方

この場合において、当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計と連動した燃料計（同一の数値を示すものに限る。）が操縦室以外に備え付けられている場合は、当該燃料計により測定した数値によることとして差し支えない。

(2) (1)の場合における当該数量の測定単位については、当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計の最小計測単位による。

なお、従来から百ポンド未満の数値を端数処理（切り捨て又は切り上げ）して航空日誌等に記載している場合等においては、当該端数処理を継続して行っている場合に限り、当該端数処理した数値によることとして差し支えない。

(3) 数量測定を重量により行っているときは、原則として航空機燃料税法取扱通達 8 に規定する方法を準用する。

この場合において、数量測定時に重量から容量に換算する場合の比重について、合理的な全国一律の換算率を継続して用いている場合には、当該換算率により換算した容量によることとして差し支えない。

ただし、実測した比重により換算する方法と当該換算率により換算する方法との併用は認めない。

(4) 数量の測定をポンドにより行っている場合は、原則として、計量単位令（平成四年政令第 357 号）別表第七に規定する換算係数により換算する。

（課税標準及び税額の端数計算）

13 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機に係る航空機燃料税法第 14 条《課税標準及び税額の申告》に規定する申告書の提出に当たっての税率の異なるごとに区分した合計数量及び税率の異なるごとに区分した課税標準数量に対する航空機燃料税額の端数計算については、航空機燃料税法取扱通達 11《第 14 条《課税標準及び税額の申告》関係》に規定する方法を準用する。

法とする。

この場合において、当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計と連動した燃料計（同一の数値を示すものに限る。）が操縦室以外に備え付けられている場合は、当該燃料計により測定した数値によることとして差し支えない。

(2) (1)の場合における当該数量の測定単位については、当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計の最小計測単位による。

なお、従来から百ポンド未満の数値を端数処理（切り捨て又は切り上げ）して航空日誌等に記載している場合等においては、当該端数処理を継続して行っている場合に限り、当該端数処理した数値によることとして差し支えない。

(3) 数量測定を重量により行っているときは、原則として航空機燃料税法取扱通達 8 に規定する方法を準用する。

この場合において、数量測定時に重量から容量に換算する場合の比重について、合理的な全国一律の換算率を継続して用いている場合には、当該換算率により換算した容量によることとして差し支えない。

ただし、実測した比重により換算する方法と当該換算率により換算する方法との併用は認めない。

(4) 数量の測定をポンドにより行っている場合は、原則として、計量単位令（平成四年政令第 357 号）別表第七に規定する換算係数により換算する。

（課税標準及び税額の申告）

13 沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機に係る航空機燃料税法第 14 条《課税標準及び税額の申告》に規定する申告書の提出については、次によること。

(1) 租特法第 90 条の 8 第 5 項、同法第 90 条の 8 の 2 又は同法第 90 条の 9 第 7 項に規定する沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機又は特定離島路線航空機に係る航空機燃料税法第 14 条に規定する申告書は、別紙様式 16「平成 年 月分航空機燃料税納税申告書」による。

(2) 租特法第 90 条の 8 第 2 項、第 3 項（同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。）同法第 90 条の 9 第 2 項から第 5 項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 15 号）附則第 34

	<p><u>条第 2 項から第 4 項の規定が適用され、航空機燃料が取卸しをされたものとみなされる場合は、別紙様式 17「航空機燃料税取卸控除(還付)税額計算書」を別紙様式 16 に添付する。</u></p> <p><u>(3) 税率の異なるごとに区分した合計数量及び税率の異なるごとに区分した課税標準数量に対する航空機燃料税額の端数計算については、航空機燃料税法取扱通達 11《第 14 条《課税標準及び税額の申告》関係》に規定する方法を準用する。</u></p>
--	---

第三章 印紙税の税率軽減等措置関係

租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第 91 条の 2 第 1 項《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》及び第 91 条の 4 《株式分割等に係る株券の印紙税の非課税》関係

(用語の意義)

- 1 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 課税物件表 印紙税法(昭和 42 年法律第 23 号)別表第 1 の課税物件表をいう。
 - (2) 通則 課税物件表における課税物件表の適用に関する通則をいう。
 - (3) 契約書 通則 5 に規定する契約書をいう。
 - (4) 不動産の譲渡に関する契約書 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 1 に掲げる不動産の譲渡に関する契約書をいう。
 - (5) 請負に関する契約書 課税物件表の第 2 号に掲げる請負に関する契約書をいう。
 - (6) 印紙税法基本通達 昭和 52 年 4 月 7 日付間消 1 - 36 ほか 3 課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」の別冊をいう。

(「建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事」の意義)

- 2 租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》に規定する「建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項《定義》に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)」とは、同法別表の上欄に掲げるそれぞれの工事をいうが、当該工事の内容は、昭和 47 年建設省告示第 350 号(建設業法第 2 条第 1 項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容)に定められているので留意する。

(注) 建築物等の設計は、建設工事に該当しない。

(「契約書に記載された契約金額」の意義)

- 3 租特法第 91 条に規定する「契約書に記載された契約金額」とは、通則 4 に規定する記載金額をいう。

第三章 印紙税の税率軽減等措置関係

租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第 91 条の 2 第 1 項《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》及び第 91 条の 4 《株式分割等に係る株券の印紙税の非課税》関係

(用語の意義)

- 1 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 課税物件表 印紙税法(昭和 42 年法律第 23 号)別表第 1 の課税物件表をいう。
 - (2) 通則 課税物件表における課税物件表の適用に関する通則をいう。
 - (3) 契約書 通則 5 に規定する契約書をいう。
 - (4) 不動産の譲渡に関する契約書 課税物件表の第 1 号の物件名の欄 1 に掲げる不動産の譲渡に関する契約書をいう。
 - (5) 請負に関する契約書 課税物件表の第 2 号に掲げる請負に関する契約書をいう。
- (新規)

(「建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事」の意義)

- 2 租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》に規定する「建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項《定義》に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)」とは、同法別表の上欄に掲げるそれぞれの工事をいうが、当該工事の内容は、昭和 47 年建設省告示第 350 号(建設業法第 2 条第 1 項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容)に定められているので留意する。

(注) 建築物等の設計は、建設工事に該当しない。

(「契約書に記載された契約金額」の意義)

- 3 租特法第 91 条に規定する「契約書に記載された契約金額」とは、通則 4 に規定する記載金額をいう。

(税率軽減措置の対象となる契約書の範囲)

4 租特法第 91 条の規定による税率軽減措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。

(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。

(1) 次に掲げる契約書のうち、記載金額が千万円を超えるものは租特法第 91 条の規定が適用される。

イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第 1 号の物件名の欄 1 から 4 に掲げる契約書とに該当する一の文書

(例)

建物及び定期借地権売買契約書(不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の譲渡に関する契約書)

ロ 建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書と建設工事以外の請負に関する契約書とに該当する一の文書

(例)

建物建設及び建物設計請負契約書

(2) 不動産の譲渡又は建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書に該当しないものは、租特法第 91 条の規定は適用されない。

(例)

1 不動産の譲渡代金又は建設工事代金の支払のために振り出す課税物件表の第 3 号に掲げる約束手形

2 不動産の譲渡代金又は建設工事代金を受領した際に作成する課税物件表の第 17 号に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書

5 (削 除)

(税率軽減措置の対象となる契約書の範囲)

4 租特法第 91 条の規定による税率軽減措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。

(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。

(1) 次に掲げる契約書のうち、記載金額が千万円を超えるものは租特法第 91 条の規定が適用される。

イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第 1 号の物件名の欄 1 から 4 に掲げる契約書とに該当する一の文書

(例)

建物及び定期借地権売買契約書(不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の譲渡に関する契約書)

ロ 建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書と建設工事以外の請負に関する契約書とに該当する一の文書

(例)

建物建設及び建物設計請負契約書

(2) 不動産の譲渡又は建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書に該当しないものは、租特法第 91 条の規定は適用されない。

(例)

1 不動産の譲渡代金又は建設工事代金の支払のために振り出す課税物件表の第 3 号に掲げる約束手形

2 不動産の譲渡代金又は建設工事代金を受領した際に作成する課税物件表の第 17 号に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書

(税率軽減措置の対象となる約束手形の作成開始届出)

5 租特法第 91 条の 2 第 1 項《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》の規定の適用を受けようとする場合における、租特令第 52 条第 2 項《印紙税の税率等の特例の対象となる約束手形の要件》に規定する届出書の様式は、別紙様式 18「印紙税軽減税率適用コマーシャル・ペーパー作成開始届出書」による。

<p>(株式分割等に係る非課税となる株券の発行をしようとする場所)</p> <p>6 <u>租特法第 91 条の 4《株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税》第 3 項</u>に規定する「当該株券等を作成しようとする場所」の判定にあたっては、<u>印紙税法基本通達第 80 条《課税文書を作成しようとする場所の意義》</u>の規定を準用することとして差し支えない。</p> <p>別紙様式 1～19 削 除</p> <p>別表 1・2 (省 略)</p>	<p>(株式分割等に係る非課税となる株券の発行届出)</p> <p>6 <u>租特法第 91 条の 4《株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税》の規定の適用を受けようとする場合における租特規則第 42 条《株式分割等に係る株券等の届出》</u>に規定する届出書の様式は、別紙様式 19「<u>株式分割等に係る印紙税非課税株券等発行届出書</u>」による。</p> <p><u>なお、租特法第 91 条の 4 第 3 項</u>に規定する「当該株券等を作成しようとする場所」の判定にあたっては、<u>印紙税法基本通達第 80 条</u>の規定を準用することとして差し支えない。</p> <p>別紙様式 1～19 (省 略)</p> <p>別表 1・2 (省 略)</p>
--	---